

薩監第 587-1 号
令和 5 年 2 月 28 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 矢 野 信 之
同 新 原 春 二



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

未来政策部、行政管理部、市民安全部、保健福祉部、農林水産部、経済シテイセールス部、建設部、教育部（少年自然の家及び中央図書館を含む）、消防局、水道局及び議会事務局の各課、室並びに選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局及び会計課

(2) 対象事務

令和4年度（令和4年4月1日～令和4年11月30日）の財務に関する事務の執行から抽出

3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合などの事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認めた監査手続を実施した。

5 監査実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局

(2) 実施期間

令和4年11月8日（火）～ 令和5年2月17日（金）

(3) 委員ヒアリング実施日

令和5年1月12日（木）・13日（金）・17日（火）・18日（水）

令和5年2月16日（木）・17日（金）

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

- ・ 即決補修工事について、例外的な方法であることに鑑み、緊急の対応を行わなければ第三者への危険が生じるものや将来的に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため早急な対処が必要な場合に限定し、適正な発注を心掛けられたい。
- ・ 一者随意契約においては、業務内容、契約方法、複数からの見積書の徴収、契約金額等について厳正な検討を行い、公正な契約及びその透明性の確保に努められたい。
- ・ 補助金は、交付先における補助対象経費の範囲を的確に把握するとともに、その補助額の積算、繰越金のあり方についても透明性・妥当性を検証されたい。
- ・ 事務処理に当たっては、根拠となる法令、要綱等を確認し、安易な前例踏襲によることなく、適正な事務処理を心掛けられたい。
また、課所長等においては、職員が適正な事務処理を行えるよう、指導・助言を行うとともに、帳票の精査及び確認についても引き続き徹底されたい。